

みんながつながり・支え合う  
生きがいあふれる福祉のまち  
かごしま



第5次

# 鹿児島市地域福祉活動計画

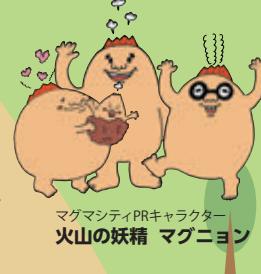
令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

概要版

～あなたのそばに いつでも社協～



社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会



マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精 マグニヨン

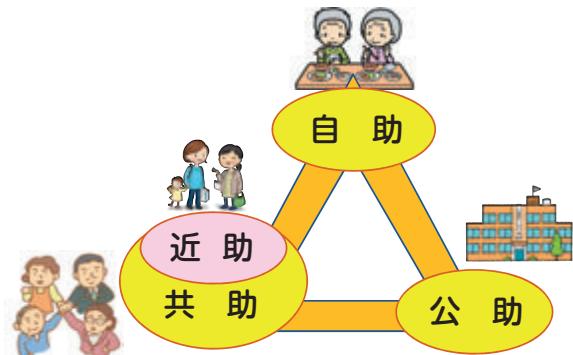


## 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

その福祉課題を解決するためには、住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助

「共助」、公的な制度「公助」の連携を基本として、さらに共助の中でもより身近な隣近所同士の助け合い（近助）を加え、福祉以外のさまざまな分野と連携して地域住民が主役の支え合う地域づくりを進めていくことが必要です。



## 地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、地域が抱える福祉課題の解決に取り組むため、地域住民や町内会、校区社協、民児協、地域コミュニティ協議会、ボランティア団体、福祉団体等と相互に協力・連携し、地域福祉を推進していくことを目的に策定する民間の活動・行動計画です。

また、福祉のまちづくりの基本的な考え方、地域福祉の充実のために取り組むべき事業や活動方針を示すもので、市社協と地域住民の地域福祉活動の指針となるものです。



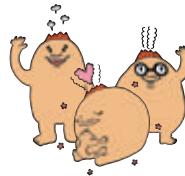
## 第5次地域福祉活動計画の役割はなに？

第5次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、鹿児島市が策定する第5期地域福祉計画と基本理念を共有するなど、連携を図るとともに、地域住民、福祉関係団体、行政などが連携し、協力して計画に取り組む「自助」、「共助」、「公助」による地域の福祉活動を推進していきます。



## 活動計画の期間は？

市の地域福祉計画と連携を図り、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年の計画です。



## 活動計画の体系

### 基本理念

### みんながつながり・支え合う 生きがいあふれる福祉のまち かごしま

※市の「第5期鹿児島市地域福祉計画」と基本理念を共有しています。

◆基本理念の実現を目指していくための4つの基本目標と推進計画を設定しています。

#### 基本目標1 身近でふれあい 共に見守る地域づくり

世代間交流や地域住民相互の交流を図るとともに、住民主体の見守り活動や関係支援機関等との連携強化と支援の充実を図り、身近な住民同士がお互いに見守り、ふれあえる地域づくりを推進します。

推進計画	① 地域でのつながりを深める活動の充実
	② 見守り体制の充実
	③ 校区社協等への活動支援
	④ 地域交流・活動の拠点づくり



#### 基本目標2 支え合い活動の担い手づくりとボランティア活動の推進

地域福祉活動の支援を充実する体制づくりを推進するとともに、地域でのボランティア活動の必要性について啓発していきます。

また、災害時に活動するボランティアに対する支援に努めます。

推進計画	① 支え合い活動に参加する担い手づくり
	② ボランティア活動の推進・支援



#### 基本目標3 地域の福祉を支えるネットワークづくり

人と人、人と地域のネットワークづくりを強化するため、小地域ネットワークの支援体制の充実を図るとともに、地域福祉支援員による支援の強化を推進します。

推進計画	① 地域と地域福祉支援員の連携強化
	② 関係機関・団体間の連携強化



#### 基本目標4 生き生きとした暮らしを支えるしくみの充実

地域住民のあらゆる地域の福祉課題を受け止め、地域での生活支援に向けた総合相談体制や情報提供を充実するとともに、行政や関係機関と連携した成年後見制度の利用支援や在宅生活支援の充実に努め、誰もが地域の構成員として、誰一人取り残されることなくその人らしく生き生きと暮らしていくための環境づくりを推進します。

推進計画	① 総合相談・生活支援体制の充実
	② 地域福祉活動の情報提供の充実
	③ 成年後見制度の利用促進



## 基本目標1 身近でふれあい 共に見守る地域づくり

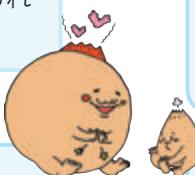
### 推進計画① 地域でのつながりを深める活動の充実

地域では、校区社協が主体となって孤立しがちな高齢者や障害者等が気軽に交流できるようなふれあい活動や、子どもから高齢者まで、性別や国籍の違いに関わらず、共に参加できるような世代を超えた交流活動など、地域でのつながりが深まり、仲間づくりのきっかけとなるような活動の充実に努めます。

また、校区社協とコミュ協の個々の活動の特性を生かしながら、それぞれの地域の実情に応じた連携や協働による地域福祉活動の活性化を図ります。

#### \* ふれあい交流の推進

地域住民誰もが気軽に交流を深められる集いの実施に取り組む。



#### \* ふれあい子育てサロン事業の実施

子育て中の親などが気軽に集い、相互の交流が深められる場をつくり、地域ぐるみで子育て支援を行う。

#### \* 地域福祉活動の広報

校区社協の活動内容を地域住民に理解・協力してもらうため、広報紙の作成等による活動の周知・広報に努める。

#### \* 校区社協とコミュ協との連携・協働

連携や協働により地域の実情に応じて各種事業に取り組み、地域福祉活動の充実を図る。

### 推進計画② 見守り体制の充実

人と人とのつながりの希薄化により、相談できる相手もなく不安や課題を抱え、時には孤立死や虐待などの命に関わる重篤な事例につながることを防ぐためには、地域での福祉課題の早期発見・支援が重要であり、地域で見守る体制づくりを推進します。

また、住民同士の相互扶助「共助」や、より身近な隣近所同士の助け合い（近助）も大切です。校区社協や町内会等を中心として、高齢者や子ども等に対する見守りや声かけなどによる、地域におけるさりげない見守り活動の輪をさらに拡げていきます。

#### \* さまざまな見守り活動の実施

高齢者や子ども等に対するさりげない見守り活動を実施する。

#### \* 見守り活動に対する支援

安心情報キット及び支え合いマップ作成に関する取組への支援等を行う。



#### \* 支え合いマップの作成・活用

要支援者の情報を地図上に表記したマップを作成し、地域の福祉課題の把握や見守り活動の充実のために活用する。

#### \* 災害時の地域での支援活動の推進

災害時に支援を必要とする人に対して、避難等を支援する。

#### \* 福祉マップの作成・活用

福祉サービスや安心安全の情報を掲載したマップを作成し、地域で活用する。

### 推進計画③ 校区社協等への活動支援

地域における福祉活動の中心的な役割を担っている校区社協に対しては、活動に関する助言や情報提供のほか、活動助成金の交付等の財政的な支援を行うとともに、各種研修会等の開催についても支援を行います。

そのほか、地区民児協や町内会等への福祉活動に対する助成や子ども食堂等の活動に対する支援を行います。

#### \* 校区社協活動活性化のための支援

校区社協の運営や広報紙の作成、子育てサロンに対する助成金を交付し、活動の活性化を支援する。

#### \* 校区社協連の活動の支援

校区社協連絡協議会の総会や研修会等の開催を支援する。

#### \* 子ども食堂等の活動への支援

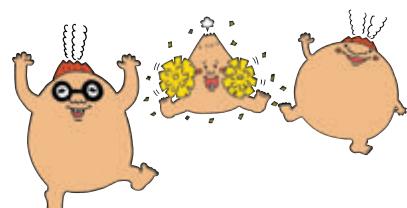
地域でのつながりや居場所づくりなどに取り組む子ども食堂等に対しての助成や広報を支援する。

#### \* 校区社協活動等の周知・広報

市社協ホームページに全校区社協の活動内容等を掲載するなどの周知・広報を行う。

#### \* 地区民児協、町内会等への活動費の助成

地区民児協や共同募金に協力いただいた町内会等に対して助成を行い、福祉活動の活性化を支援する。



### 推進計画④ 地域交流・活動の拠点づくり

社協支部や地域福祉館、地域の集会所などを、高齢者や子どもたちのふれあいや地域住民による地域福祉活動を推進する場としての拠点づくりに努めるとともに、活用に向けて地域住民への情報提供を行い、活動の推進拠点としての周知を図ります。

また、社協支部などを拠点として校区社協等が行う、小地域ネットワーク活動等の支援や地域のボランティア活動の活性化に努めます。

#### \* 地域交流・福祉活動の拠点づくり

社協支部や地域福祉館、地域にある集会所など、地域住民がふれあえる拠点の確保を図る。

#### \* 社会資源の活用

ふれあいの場として、地域の空き店舗や福祉施設等の空きスペース等の社会資源の活用を図る。

#### \* 社協支部・地域福祉館の周知と利用促進

地域福祉活動の推進拠点及びボランティア活動の支援施設としての社協支部や地域福祉館について、周知や利用促進を図る。

#### \* 地域福祉館での各種サロンの実施

ひとり暮らしや閉じこもりがちな人などと地域のボランティアが、気軽に集えるサロンを実施し、孤立を防ぎ、生きがいづくりにつなげる。

## 基本目標2 支え合い活動の担い手づくりとボランティア活動の推進

### 推進計画① 支え合い活動に参加する担い手づくり

地域における福祉活動は、地域のリーダーやボランティアなどが中心となって展開されていますが、そうした地域福祉活動の担い手が不足しており、一部の人に負担が集中している現状があることから、活力ある若年層や豊富な知識・経験を有する高齢者等の人材を有効に活用するため、地域福祉活動参加へのきっかけづくりに努めます。

また、多くの市民がボランティアに関心を持ち、いつでも誰でも気軽に参加できるような環境を整え、ボランティア活動への参加を通して、福祉活動の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。



#### \* 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

地域の交流イベントなどを通じて、活動の担い手の必要性を認識してもらうとともに地域への情報提供を行い、担い手の発掘・育成に努める。

#### \* 担い手づくりのための講座等の実施

ボランティア等に関心のある一般市民を対象に講座を実施するとともに、学校や地域等において出前講座を実施し、活動に対する理解を深める。

#### \* ボランティア推進校の支援

ボランティア推進校（小・中・高等学校）の活動を支援し、児童・生徒の福祉の心を醸成し、将来の福祉活動の担い手の育成につなげる。

#### \* ボランティア体験事業の実施

児童・生徒等や社会人に福祉施設でのボランティア活動を体験してもらい、活動に参加するきっかけづくりとする。

#### \* シニアボランティア活動の促進

元気な高齢者にボランティア活動の機会を提供し、ボランティアに対する意識の啓発を図り、活動を促進する。

#### \* わくわく福祉交流フェアの開催

市民や福祉施設等の参加の下、多彩な催しを通して福祉への理解を深めるとともに、相互に交流して、ボランティア活動に対する意識啓発を図る。



## 推進計画② ボランティア活動の推進・支援

ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するため、ボランティアに取り組みたい人とボランティアを求めている人との橋渡しを行うとともに、ボランティア・NPO活動の活性化を図り、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。また、広報や研修会の開催等を通して、ボランティア活動の広報啓発を行うとともに情報提供に努めます。

さらに、本市で大規模な災害が発生したときには、行政と連携し、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアニアーズの把握・整理、ボランティアの受け入れや調整、マッチング等をスムーズに行えるよう、日頃から災害に備えた人材育成や運営訓練等を実施し、災害時の支援体制づくりに努めます。



### \*ボランティアセンターの利用促進

ボランティアの活動拠点としてのセンターの広報及び利用促進を図るとともに、ボランティア活動の情報を収集・提供し、ボランティアの橋渡しを行う。

### \*ボランティア登録の利便性向上

ボランティアセンター、社協支部、地域福祉館での登録受付を行うとともに、更新手続きの簡素化に努め、ボランティアに取り組みたい人の利便性向上を図る。

### \*ボランティア同士の交流促進

ボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア同士の交流促進と活動の充実を促す。



### \*ボランティア情報の発信

市社協ホームページにボランティア情報や各種団体とのリンクや助成に関する情報を掲載するとともに、ボラセンだよりを定期的に発行し、市民への情報発信に努める。

### \*災害対応力の強化

行政と連携し定期的に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。また、災害時の応援協定による連携を図り、災害対応力を強化する。



### \*災害支援ボランティアの育成・支援

災害時にボランティア活動ができる団体や個人を対象に定期的に研修会を実施し、災害支援ボランティアを育成するとともに、ボランティアバスを運行し、災害ボランティアの支援に努める。

## 基本目標3 地域の福祉を支えるネットワークづくり

### 推進計画① 地域と地域福祉支援員の連携強化

地域福祉支援員、社協支部並びに地域福祉館は相互に連携して、地域の福祉活動に対しての助言や情報提供、活動場所の提供等を行うとともに、地域でボランティアに取り組みたい人やボランティアを求める人に、情報提供やコーディネートなどを行います。

また、地域福祉支援員は、校区社協などの小地域ネットワーク活動においても情報提供や助言等を行うとともに、地域の福祉課題の早期発見、相談支援機関や各種福祉団体等との連携を図り、地域住民が抱える福祉課題の解決に向けた適切な支援につなげます。

#### \*小地域ネットワーク活動への支援

校区社協等の地域のさまざまな団体が取り組んでいる福祉活動の情報収集を行うとともに、地域福祉支援員や地域福祉館等が相互に連携し、小地域ネットワーク活動に対する助言・提案・情報提供、場所等の提供を行う。



#### \*地域情報の把握及び福祉課題の早期発見・支援

地域住民が抱える福祉課題の情報収集、相談支援機関等との連携や橋渡しを行い、福祉課題の早期発見・支援に向けた取組を行う。

#### \*地域ボランティアの活性化

小地域ネットワーク団体等と連携し、担い手の掘り起こしや育成を図り、ボランティア活動の活性化につなげる。

### 推進計画② 関係機関・団体間の連携強化

地域住民が抱える福祉課題は、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者、児童等へのさまざまな虐待の増加、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境も多様化し、複雑化・複合化しています。これらの解決につなげるために、地域住民、行政機関、福祉関係機関との連携や社会福祉法人等との横のつながりを推進します。

#### \*関係機関・団体間の連携

校区社協などの福祉に関わる団体や相談支援機関等との連携強化及び情報の共有を図る。

#### \*社会福祉法人等との連絡会の開催

生活困窮者に対する相談や支援活動における連携を強化するため、市内の社会福祉法人等との連絡会を開催する。

#### \*地域福祉ネットワークの充実

見守りや声掛けなどの活動支援や地域住民が抱える課題等の早期発見・支援を行うため、地域の各種団体がつながる地域福祉ネットワークの充実を図る。



## 基本目標4 生き生きとした暮らしを支えるしくみの充実

### 推進計画① 総合相談・生活支援体制の充実

地域住民が介護や生活困窮などさまざまな福祉課題に直面したときに、気軽に相談できる断らない総合相談支援の体制づくりを進めます。

福祉課題に対しては、「誰一人取り残さない」迅速かつ適切な支援が提供されるよう、行政や相談支援機関との連携を図り、解決に向けた取組を行うとともに総合相談・生活支援のさらなる周知・広報に努めます。

また、地域住民が地域で安心して暮らせるよう、在宅における福祉課題の支援を行います。



#### \*多様な相談窓口・断らない相談支援の実施

地域住民から寄せられる福祉課題に関する相談を受付け、解決に向けた支援や取組を行うとともに、必要に応じて相談支援機関への橋渡しを行う。

#### \*アウトリーチ支援体制の推進

個人や家庭内で抱える課題の早期発見につなげるため、積極的に地域に出向き、支援を行う。

#### \*高齢者安全杖有償提供

歩行に不安がある高齢者に、安全杖を一部自己負担で提供する。

#### \*介護講習会の開催

地域住民を対象に、在宅での介護技術や認知症の人への対応、介護予防体操などの講習会を開催する。

#### \*車椅子の貸出し

一時的に車椅子が必要となった人に無償で車椅子の貸出しを行う。

#### \*福祉機器リサイクルの推進

市民から無償でいただいた、使わなくなった車椅子等の福祉機器を必要な人に無料で斡旋する。

### 推進計画② 地域福祉活動の情報提供の充実

地域福祉に関するさまざまな情報を各面から収集するとともに、ボランティアの募集、地域や各施設でのイベント・講座等をホームページに掲載し、必要な情報を提供できるように努めます。

また、社協だより等の内容を充実させることで、地域福祉活動に関する情報について誰もが見やすい環境を整備し、周知を図ることによって、幅広い世代の参画を促します。

#### \*社協だより・ホームページの充実

誰もが見やすく、分かりやすい内容の広報や情報提供に努め、地域福祉活動への幅広い世代の参画を促す。

#### \*福祉館だよりの充実

福祉館の利用促進、地域の団体やボランティアが行う活動などの情報提供に努める。

#### \*支部情報の発信

市社協の取り組む事業や校区社協などが行う福祉活動などの情報発信に努める。

#### \*社協出前講座の実施

市社協の事業等に対する理解を深めもらうため、職員が地域の集会等に出向き説明する。

### 推進計画③ 成年後見制度の利用促進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人の生活や権利を守り、地域で自分らしく安心して暮らせるように成年後見制度の利用支援を行います。

また、関係機関との連携による地域連携ネットワークの構築や成年後見制度のさらなる普及啓発にも努めます。

#### \* 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげるために、関係機関の連携による地域連携ネットワークの構築に努める。

#### \* 成年後見制度の利用支援

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった人が、成年後見制度を適切に利用することができるよう相談に応じ、手続きの説明や助言、関係機関へのつなぎなどを行う。



#### \* 成年後見センターの機能拡充

市とともに中核機関の役割を担う成年後見センターの適切な運営を図り、その機能拡充にも努める。

#### \* 成年後見制度の普及啓発

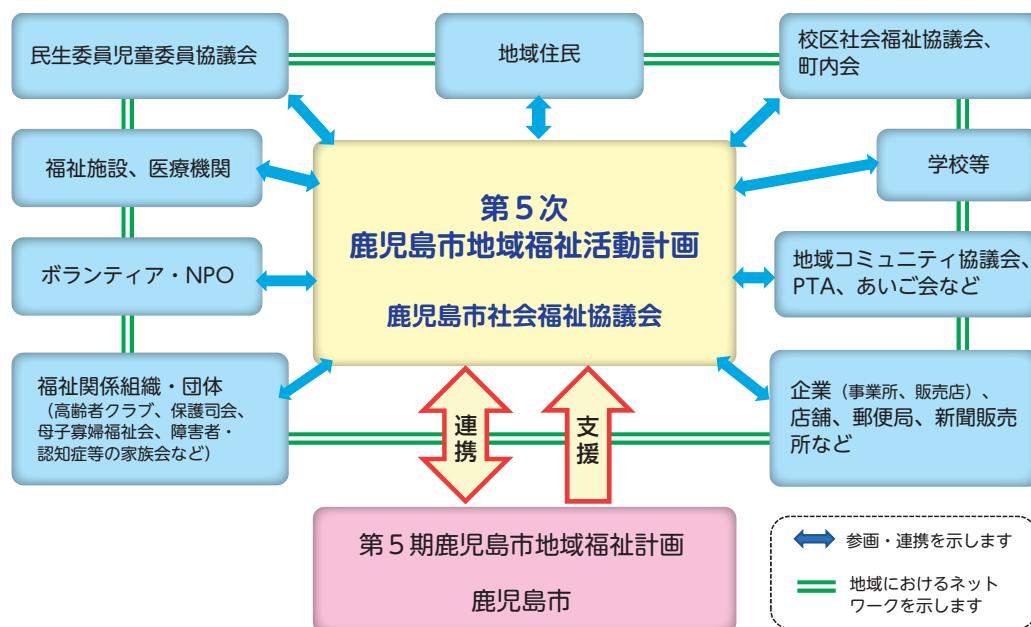
成年後見制度に関する講演会・講座の開催や地域での研修会等への講師派遣等を通じて、成年後見制度の周知・普及啓発に努める。

#### \* 関係機関等との連携による支援

成年後見人等による支援が必要な人を適切に成年後見制度の利用につなげるため、行政や専門職団体等を構成員とする専門ケース会議を開催し、必要な助言及び支援を行う。

また、法律上の問題など、専門性のより高い相談については、弁護士及び司法書士による専門相談を実施する。

#### 《活動計画を推進するための連携図》



## 鹿児島市社会福祉協議会 組織一覧

### 1. 法人本部・支部

No.	名 称	TEL
1	企画総務課	221-6070
2	(共同募金委員会)	221-6073
3	地域福祉推進課	221-6071
4	ボランティアセンター	221-6072
5	認定調査課	219-3728
6	成年後見センター	210-7073
7	福祉資金課	223-0704
8	// 谷山出張所	267-6130
9	吉田支部	294-2754
10	桜島支部	293-2969
11	喜入支部	345-0221
12	松元支部	246-7211
13	郡山支部	298-2278

### 2. 施設①

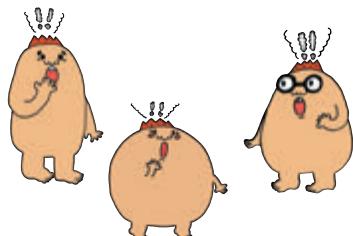
No.	名 称	TEL
1	福祉コミュニティセンター	248-1200
2	心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)	252-7900
3	高齢者福祉センター与次郎	250-3311
4	高齢者福祉センター東桜島	221-2081
5	高齢者福祉センター谷山	268-3331
6	高齢者福祉センター桜島	293-2951
7	高齢者福祉センター郡山	298-2278
8	高齢者福祉センター吉野	244-5681
9	高齢者福祉センター伊敷	220-3700
10	吉田福祉センター	294-1825



### 3. 施設② (地域福祉館)

No.	名 称	TEL
1	真砂福祉館	254-5592
2	玉里福祉館	220-1548
3	甲東福祉館	223-2003
4	上町福祉館	247-8962
5	西紫原福祉館	257-1082
6	城西福祉館	254-9376
7	武福祉館	252-7320
8	東谷山福祉館	266-1059
9	松原福祉館	225-5374
10	鴨池福祉館	256-3831
11	宇宿福祉館	257-9890
12	西伊敷福祉館	229-5981
13	坂之上福祉館	261-4240
14	甲南福祉館	256-3771
15	武岡福祉館	282-8294
16	玉里団地福祉館	229-4849
17	柳町福祉館	223-4433
18	川上福祉館	243-4903
19	吉野東福祉館	243-0917
20	平川福祉館	261-4215

No.	名 称	TEL
21	明和福祉館	281-5422
22	紫原福祉館	255-6736
23	八幡福祉館	250-2072
24	西谷山福祉館	267-8351
25	桜ヶ丘福祉館	265-2920
26	田上台福祉館	265-2955
27	谷山北福祉館	264-4816
28	吉野福祉館	243-4926
29	西陵福祉館	281-4404
30	唐湊福祉館	252-4968
31	星ヶ峯福祉館	264-4416
32	坂元福祉館	247-9750
33	たてはば福祉館	248-3900
34	皇徳寺福祉館	275-1887
35	谷山福祉館	266-0294
36	田上福祉館	259-7557
37	花野福祉館	228-1181
38	福平福祉館	262-2900
39	伊敷台福祉館	229-7882
40	宇宿中間福祉館	265-8343
41	和田福祉館	269-8122



みんながつながり・支え合う  
生きがいあふれる福祉のまち  
かごしま



《概要版》

## 第5次鹿児島市地域福祉活動計画

令和4年3月発行

～あなたのそばに いつでも社協～



社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会  
(地域福祉推進課)

〒892-0816 鹿児島市山下町15番1号

☎ 099-221-6071 ☎ 099-221-6075

ホームページ <https://www.dondon-net.or.jp/>



この計画書は赤い羽根共同募金の助成を受けて、再生紙を使用し発行しています。